



～石油コンビナート災害情報受伝達訓練にご協力ください！～

神奈川県石油コンビナート等防災計画に基づき定める「地震・津波発生時における石油コンビナート施設被害状況等把握マニュアル」の検証を行うため、今年度も次のとおり情報受伝達訓練を行います。

特定事業所の皆様におかれましては、市消防局へのFAX送信作業にご協力をお願いします！

【訓練概要】

- 日 時 : 平成30年8月20日(月) 10:00～12:00
(予備日:平成30年10月22日(月) 10:00～12:00)
※毎偶数月実施の防災FAX一斉同報試験に合わせて実施
- 参加機関 : 神奈川県くらし安全防災局、横浜市、川崎市、
各特定事業所、各地区共同防災協議会等
- 方 法 : FAX及び無線による情報受伝達を実施し、
災害発生時の初動対応を確認する。
- 被害想定 : ・平日昼間にコンビナート地域で震度5弱を観測
・津波の発生のおそれなし

⇒ 後日改めて依頼文を送付します。作業手順は裏面をご覧ください。

<参考>

地震・津波発生時における石油コンビナート施設被害状況等把握マニュアル(抜粋)

1 目的

本マニュアルは、県内の石油コンビナート等特別防災区域(以下、「特別防災区域」という。)における、地震、津波等の災害による施設被害の発生状況等を迅速に把握するとともに、防災関係機関において当該情報を共有することにより、災害時における防災体制の強化を図ることを目的とする。

2 対象施設

地震等による被害状況を把握する施設等は、石災法第2条第4号及び第5号に定める第1種事業所及び第2種事業所(以下「特定事業所」という。)内に設置する施設等であって、以下のものをいう。

- (1) 高圧ガス施設
- (2) 危険物施設
- (3) 毒物・劇物取扱施設
- (4) その他施設(管理棟、構内道路等をいう。)

3 施設被害状況等の報告方法等

- (1) 施設被害状況等の報告は、気象庁が発表する震度情報について、横浜市及び川崎市(以下2市まとめて「関係市」という。)の特別防災区域において、震度5弱以上の地震を観測した特別防災区域に存する特定事業所が、別に定める様式により、施設被害状況等を所轄する関係市の消防本部へ提出することにより行う。また、津波にあっては、気象庁により津波警報又は大津波警報(以下「津波警報等」という。)が発表された津波予報区(東京湾内湾)に属する特別防災区域に存する特定事業所が報告するものとする。



【特定事業所におけるFAX送信作業の手順】

<訓練実施日 10:00>

- 県危機管理対策課から全特定事業所へFAXで地震情報を一斉同報
- 県危機管理対策課から各地区の代表機関へ防災無線で連絡

※ 訓練開始前・実施中に発生した災害等への対応により訓練を中止する場合は、適宜、一斉同報FAXでお知らせします。

<訓練実施日 10:00～10:15頃>

- 各地区代表機関から地区内の各特定事業所へ防災無線で連絡

※ 実災害時は、震度5弱以上を観測した特別防災区域に存する特定事業所が県からの連絡の有無に関わらず状況を報告していただくこととなりますが、今回は訓練の一環として、防災無線による訓練開始の呼びかけを行います。

<訓練実施日 ~11:00頃>

- 各特定事業所は被害状況の報告様式(様式1)に必要事項を記載し、
特定事務所の所在地を管轄する市消防局へFAX送信

- 報告様式は、依頼文をお送りする際に同封しますが、県ホームページからもダウンロード可能です。(<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/a2p/cnt/f5050/p673464.html>)
- FAX送信時刻は、地震発生(FAX連絡確認)後、事業所内の巡視点検が終わるであろうと想定される任意の時刻としてください。
ただし、地震発生(FAX受信)の1時後を報告の期限とします。
- FAX送信する様式には目立つ位置に『訓練』と記載してください。
- FAX送付先は、最寄の消防署ではなく、市消防局(本部)となります。
なお、送信先の番号については、後日、依頼文をお送りする際にお知らせします。

作業終了

問合せ先

神奈川県くらし安全防災局防災部工業保安課
コンビナートグループ

電話 045-210-3479 (直)

電子メール kombinat.hn@pref.kanagawa.jp